

表紙

○これから、岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画（第1期）（案）の内容を説明します。

1 ページ

○まず本計画の位置付けですが、令和2年3月に策定しました「岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針」の中で、「今後、適正化対象校及び関係校が含まれる地域ごとに、適正化の方策とその手順及び実施時期等を示した実施計画を策定・公表する」と記載していますが、本計画がその実施計画に該当するものです。

2 ページ

○本市の小・中学校の現状について説明します。

○まず現在直面する課題について、大きく3点挙げられます。

○1点目、全国的な人口減少が問題となる中、本市においても児童生徒数がピーク時の約半数に減少しており、今後も減少していくと予測されます。

○2点目、学校の小規模化が進行しており、小学校ではクラス替えができない単学級の学年が増加しています。中学校では、小規模化に伴って配置できる教員の数に制限が生じており、また、設置できる部活動の数が減少するなど、教育環境や学校運営における課題が生じています。

○3点目は学校施設の老朽化です。本市では多くの学校が築40年以上を経過しており、今後の施設整備における課題となっています。

3 ページ

○こちらのグラフをご覧ください。先ほど説明したように、児童・生徒数についてはいずれもピークから右肩下がりで推移しており、児童数の減少に伴い、学級数が減少し、学校の規模が縮小していることがわかります。

4 ページ

○こちらの表は、本市の小・中学校を規模別に分類したものです。学校名の下に表記されている数字が児童生徒数です。

○表の左に行くほど規模が小さい学校、右に行くほど規模が大きい学校という見方になります。

○学校によって、学級数や児童生徒数に大きな差が生じていることがわかります。

○後ほど触れますが、破線から左側に位置する10の学校が、適正化を検討する学校となり

ます。

5 ページ

○適正化の必要性について確認しますと、情報化やグローバル化が進むこれからの社会では、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を身につけることが大切です。

○そうした教育活動を十分に行うため、一定の集団規模を確保し、バランスの取れた学校配置を行うことで、より良い教育環境を整備することが必要です。

6 ページ

○基本方針の概要について説明します。

○小・中学校の適正規模の考え方については、上の表の右側に記載のとおり、小中学校ともに全学年の学級数を12～18学級としています。

○学校規模の適正化を検討する範囲は、下の表に記載のとおり、小規模校の小学校は、単学級の学年が過半数となる場合、中学校は、学校全体で8学級以下、大規模校は、小中学校ともに25学級以上としています。

7 ページ

○次に、適正化の具体的方策については、周辺の学校との距離や学習環境などを勘案しながら、①「通学区域の見直し」と②「学校の統合」の2つの方策で取組を進めていきます。その際の必要な対策として、通学路の安全確保をはじめ、通学環境や学習環境の変化への配慮を行います。

○また、保護者や地域住民の方に丁寧な説明と話し合いを行い、適正化の取組を実施していきます。

8 ページ

○次に、適正化を検討する小・中学校について説明します。

○牛滝の谷地域では、小学校で、城東小学校、山直南小学校、山滝小学校、中学校では、山滝中学校が該当します。

○葛城の谷地域では、小学校で、天神山小学校、修斉小学校、東葛城小学校、中学校では、葛城中学校が該当します。

○都市中核地域では、中央小学校、浜小学校が該当します。

9 ページ

○次に、適正化に向けた基本的な考え方について説明します。

○(1)適正化の取組に当たっては、適正規模の確保だけではなく、児童生徒の通学距離・時間等の地理的条件や地域コミュニティ等を総合的に勘案して進めていくことが必要であるため、適正化の基本的な単位は既存の中学校区とします。

○(2)統合を含む適正化の場合は、一方の学校が他方の学校を吸収するという考え方ではなく、それぞれの学校が培ってきた歴史や伝統、特色ある教育活動等を継承した上で、新たな学校としてスタートします。

○(3)教育委員会、対象校、地域や保護者の代表等から構成される「(仮称)学校開校準備委員会」を設置し、そこで、新たな学校を開校するまでのスケジュール、通学の安全対策や学校の名称、校歌等、具体的な検討を行います。

○(4)義務教育9年間を通じて、系統性や連続性に配慮した「小中一貫教育」を導入します。具体的には、「岸和田市小中一貫教育基本方針」に基づき、取組を進めていきます。

10 ページ

○第1期計画の検討対象地域について説明します。

○基本方針では、「小規模化による教育環境への影響が懸念される地域から順次適正化の取組を実施」と記載しています。

○今回の第1期計画では、「牛滝の谷地域」と「葛城の谷地域」、この2地域の検討対象校及び関係校における適正化の具体的内容を示し、取組に着手します。理由として、この2つの地域は、小学校、中学校ともに検討対象の学校が所在しており、義務教育9年間を通じて小規模化による教育環境への影響が懸念されるためです。

○中央小学校、浜小学校が含まれる「都市中核地域」の適正化については、具体的な内容がとりまとまった段階で、第2期計画を策定・公表します。

○ですので、本日は第1期計画で開校を目指す3つの学校における適正化の内容及び、適正化に際しての必要な対応、また今後のスケジュールについて説明します。

11 ページ

○それでは適正化の具体的な内容について説明します。

○まず(仮称)山直小学校の設置として、同じ山直中学校区にある3つの学校を1つの通学区域とする小学校として再編します。学校の場所は現在の山直北小学校とします。

○隣接する山直中学校と一体となった小中一貫教育の取組を実践します。

12 ページ

○次に、（仮称）山滝小中一貫校の設置です。同じ山滝中学校校区にある4つの学校を1つの通学区域とする施設一体型小中一貫校として再編します。学校の場所は現在の山滝中学校とします。

○特色ある教育活動を展開する特認校制度を検討するほか、市立認定こども園を同じ山滝中学校地に設置し、幼児教育を含めた一貫教育を実践します。

13 ページ

○3つ目は、（仮称）葛城小中一貫校の設置です。同じ葛城中学校校区にある4つの学校及び、現在の常盤・桜台、旭・太田・土生校区の一部地域を1つの通学区域とする施設一体型小中一貫校として再編します。学校の場所は現在の葛城中学校とします。

○（仮称）山滝小中一貫校同様、特色ある教育活動を展開する特認校制度を検討します。

○以上が、第1期計画で着手をする適正化の具体的内容となります。各校の位置図や児童生徒数推計については、実施計画（案）本編の6～15ページに記載しております。

14 ページ

○ここで、今回の適正化案にお示ししている「小中一貫教育」と「特認校制度」について、説明します。

○まず小中一貫教育については、令和2年10月に「岸和田市小中一貫教育基本方針」を策定しました。

○目的は、義務教育9年間の系統性と連続性に配慮した教育活動を展開することです。期待される効果として、「確かな学力」の定着・向上や、小学校から中学校への移行期において環境変化に適応できなくなることによる諸課題「中1ギャップ」の解消などが挙げられます。推進体制としては、「（仮称）岸和田市小中一貫教育推進会議」でカリキュラム等の具体的内容について議論しながら進めていきます。

15 ページ

○続いて特認校制度について、「特認校」とは、住んでいる校区に関わらず、市内全域から通うことができる学校のことです。本市では現在、東葛城小学校を特認校に指定しています。

○特認校の特徴としては、それぞれの地域特性を活かし、特色ある教育を実施できることが挙げられます。例としては、自然を活かした体験学習や、英語・体育・ICTといった、分野に特化した教育、また地域住民や近隣大学といった、学校外の人々とのコラボレーション、少人数での教育の実施といった取組があります。

○また、様々な地域から集まった児童生徒がともに学ぶことは、多様な考えに触れる機会の

創出になるため、今回の適正化案においても、一定の集団規模が確保できないことへの対応として特認校制度の実施を検討します。

16 ページ

○次に、適正化に際しての必要な対応について、順に説明します。

○(1)通学環境への配慮として、適正化により通学環境が変化する場合は、「(仮称) 学校開校準備委員会」において安全上の検証を十分に行い、必要な対応を行います。また適正化に伴い、徒歩や自転車による通学が困難となる場合は、スクールバス等を導入します。

○(2) 児童生徒が新たな学習環境のもとで学校生活を円滑に送ることができるよう、児童生徒同士の事前交流などを行います。

○また、適正化後の学校については、小・中両方の資格を持つ教員を積極的に配置し、教職員の数が十分に確保されない場合は、市独自の教員加配を検討します。部活動についても十分な数が確保されない場合は、合同チームの結成など、必要な対応を行います。

○(3) 児童生徒がより良い教育環境のもとで、安心・安全に学校生活が送れるよう、老朽化した校舎の建替や改修工事を行います。

○(4) これまで児童生徒の豊かな心を育むために実践してきた、特色ある教育活動を、引き続き積極的に取り入れます。

○(5) 支援を必要とする児童生徒への対応として、きめ細やかな指導及び必要な支援のために介助員・支援員を配置するとともに、切れ目のない一貫した支援を行います。

○(6) 学校は、教育施設としてだけではなく、防災や地域コミュニティの拠点としての役割を果たしてきたことから、適正化により使用しなくなる学校施設は、地域の方々の意見も踏まえ、幅広い視点から有効に利活用される方策を検討します。

17 ページ

○適正化までのスケジュールについては、開校に向けた準備・検討に要する期間、校舎の建替及び改修工事期間などを踏まえ、準備委員会の設置後、5年程度を目安とします。

○また、通学区域が分かれる山直南小学校区と東葛城小学校区の児童の教育環境への影響に配慮し、3校いずれも開校目標時期は同一を原則とします。

18 ページ

○こちらはこれまで申し上げた内容を表に示したイメージ図です。

○今後各校区において、地域への説明を行い、協議を重ねたうえで、今回お示ししている実施計画（案）の成案化を図っていきます。

○その後、(仮称) 学校開校準備委員会を設置し、開校に向けた具体的な協議を開始します。

○開校までは5年程度を目安としますが、現段階では本計画（案）の成案化の時期や、準備委員会の設置時期が未確定のため、n年度という表記をしています。

19 ページ

○最後に、中央小学校の児童数を表すグラフをお示しします。これまでの児童数の推移に、今後の推計を加えたものです。

○ご覧のとおり、児童数の減少傾向が続き、現在（令和3年度）の4年生の児童が卒業して以降はすべての学年が、クラス替えができない単学級で推移します。

○なお、基本方針で示す「適正な学校規模」は小中学校ともに12～18学級ですが、例えば12学級の小学校であればグラフで破線にて示している位置、約350～400人ほどの児童がいる規模です。クラス替えが可能となり、多様な考えに触れることができる集団規模の目安になります。

20 ページ

○ここで、国の法改正に伴う、35人学級編製の段階的な拡充による、中央小学校の学級数への影響について補足します。

○この表は、従来の学級編制基準と、新たな学級編制基準の学級数を、児童数推計からシミュレーションしたものです。

○ご覧のとおり、新たな学級編制基準で全学年が35人学級となった場合でも、中央小学校の学級数は変わらず、依然として全学年が単学級の適正化対象規模で推移する見込みです。

○現状の推計では来年度に児童数200人を下回り、10年後には、児童数が現在の約半数、全学年で100人近くまで減少する見込みであり、このままでは、小規模校における教育環境上の課題が生じ続けることが明らかなです。第1期計画の実施と並行しながら、早急に都市中核地域における適正化案を取りまとめていく必要があります。

○しかしながら、都市中核地域の検討対象校である中央小学校・浜小学校の児童数推計を踏まえると、例えば単純に2つを1つにするという手法では小規模校の課題が解決されません。一定の集団規模を確保した上で、通学環境や地域のコミュニティにも配慮しながら、望ましい適正化（案）を引き続き検討していきます。

○望ましい適正化（案）の策定に向け、本日をスタートとして、子どもたちのために前向きな議論を重ねていきたいと考えていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最終ページ

○以上が、今回策定しました岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画（第1期）（案）の内容となります。

岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画（第1期）（案）説明原稿【中央校区】

○内容についてのご質問及びご意見は、市ホームページ 学校適正配置推進課のお問い合わせフォームや、メールアドレス、FAX からお寄せください。ありがとうございました。